

令和 8 年度

# 朝霞市営住宅

(浜崎住宅・膝折住宅)

## 入居補欠者募集のしおり

入居補欠者登録期間: ~令和9年3月31日(水)

申込み期間: 令和8年3月2日(月)~3月31日(火)

公開抽選会: 令和8年4月21日(火) 午前9時30分~

### 〔注意事項〕

- 現在、市営住宅は満室のため、入居者の募集はありません。
- 今回募集する「入居補欠者」は、令和9年3月31日までに退去による空き室が出た場合に、当選順位が上位の方から順番に入居のご案内をするものです。
- 朝霞市営住宅に入居できる期間は、令和16年3月下旬までです。(住宅の明渡しにあたって金銭的な補償はありません)

お問い合わせ先

朝霞市開発建築課 ☎48-423-3854(ダイヤル)

(平日の8:30~17:15)



## 目 次

1 募集する住宅	P3
2 募集概要	P3
3 市営住宅の家賃	P4
4 申込みにあたっての注意	P6
5 申込みから入居のご案内まで	P7
6 入居者資格の審査から入居まで	P7
7 申込み・入居資格	
単身世帯用・1DK	P8
同居世帯用・2DK	P10
8 収入基準	P12
9 世帯の収入月額算出方法	
1. 年間総所得金額の算出	P13
2. 控除金額の算出	P17
3. 収入月額の算出	P19
4. 収入基準との比較	P19
10 抽選の特例	P20
11 入居者資格の審査時に必要な書類	P21
12 申込書記入例	P24

## 朝霞市営住宅とは

独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)の所有する賃貸住宅を市が借り上げ、住宅に困窮している低所得の方等に賃貸する住宅です。

なお、市営住宅の借り上げ期間は令和16年(2034年)4月23日までのため、借り上げ期間満了時の1か月前には住宅を明け渡していただきます。

また、明け渡しにあたって金銭的な補償はありません。

## 1 募集する住宅

### ①市営浜崎住宅(団地名称:UR朝霞浜崎)

住所:朝霞市朝志ヶ丘1-2

構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 1号棟15階建て・2号棟10階建て  
3号棟11階建て

### ②市営膝折住宅(団地名称:UR朝霞膝折)

住所:朝霞市膝折町2-9

構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 1号棟10階建て・2号棟11階建て  
3号棟10階建て

## 2 募集概要

現在、市営住宅は満室のため、入居補欠者(令和8年度中に空き室があった場合に入居できる方)を募集します。

### ●入居補欠者数(募集世帯数)

#### ①市営浜崎住宅

1DK(単身世帯用)・・・ 5世帯(1位～5位)

2DK(同居世帯用)・・・ 5世帯(1位～5位)

#### ②市営膝折住宅

1DK(単身世帯用)・・・ 5世帯(1位～5位)

2DK(同居世帯用)・・・ 5世帯(1位～5位)

### ●申込期間

令和8年3月2日(月)～ 令和8年3月31日(火)

### ●申込方法

別添の「市営住宅入居申込書」を記入し、下記のいずれかの方法で提出してください。

なお、抽選番号は公開抽選会までに郵送にてお知らせします。

#### ①市役所開発建築課の窓口(本館 5 階 58 番)へ持参

※申込の受付は、上記の申込期間の最終日の17時15分までです。

#### ②郵送(締切日消印有効)

※申込期間の最終日の消印有効です。

※郵送の際は切手を貼ってください。

### ●公開抽選会

入居補欠者とその当選順位を決めるための公開抽選会を行います。

【日時】 令和8年4月21日(火) 午前9時30分～

【会場】 市役所 別館5階 501会議室

※抽選の特例については20ページをご覧ください。

※抽選結果は、個別に文書でお知らせします。

### ●入居補欠者の登録期間

当選後～令和9年3月31日(水)

入居補欠者としての登録期間は上記の期間に限られます。登録期間の経過後は、入居補欠者の登録は自動的に抹消されます。

## 3 市営住宅の家賃

### ●家賃

世帯の収入や建設時からの経過年数等に応じて、毎年度家賃を定めます。

※世帯ごとの家賃の目安については、5ページをご覧ください。

また、公営住宅法等関係法令の改正により家賃が変動する場合があります。

※世帯の収入月額の算出方法は13～19ページをご覧ください。

### ●共益費

家賃の他に市営浜崎住宅では毎月2,800円、市営膝折住宅では毎月3,100円を共益費として負担していただきます。(令和8年1月現在)

共益費は、住棟内の維持・管理に使用されます。また、共益費の額は、建物・土地所有者の都市再生機構が定めますので、変更される場合があります。

### ●家賃と共益費の支払い方法

家賃及び共益費は原則口座振替でお支払いいただきます。

**参考家賃等** ※記載家賃はあくまで目安です。部屋の広さ等によって家賃は上下します。

①市営浜崎住宅

募集内容	間取り	世帯の収入月額	家賃の目安	(参考)R7 申込件数
入居補欠 5世帯	1DK  <u>单身</u> <u>世帯用</u>	104,000 円以下	18,200円	25
		104,001 円～123,000 円	21,100円	
		123,001 円～139,000 円	24,100円	
		139,001 円～158,000 円	27,200円	
		158,001 円～186,000 円	31,100円	
入居補欠 5世帯	2DK  <u>同居</u> <u>世帯用</u>	104,000 円以下	25,200円	10
		104,001 円～123,000 円	29,100円	
		123,001 円～139,000 円	33,300円	
		139,001 円～158,000 円	37,500円	
		158,001 円～186,000 円	42,900円	
		186,001 円～214,000 円	49,500円	

②市営膝折住宅

募集内容	間取り	世帯の収入月額	家賃の目安	(参考)R7 申込件数
入居補欠 5世帯	1DK  <u>单身</u> <u>世帯用</u>	104,000 円以下	14,500円	11
		104,001 円～123,000 円	16,800円	
		123,001 円～139,000 円	19,200円	
		139,001 円～158,000 円	21,700円	
		158,001 円～186,000 円	24,800円	
入居補欠 5世帯	2DK  <u>同居</u> <u>世帯用</u>	104,000 円以下	19,400円	1
		104,001 円～123,000 円	22,400円	
		123,001 円～139,000 円	25,600円	
		139,001 円～158,000 円	28,900円	
		158,001 円～186,000 円	33,000円	
		186,001 円～214,000 円	38,100円	

## 4 申込みにあたっての注意

(1～4の注意をよくお読みいただいたうえでお申し込みください。)

### 1. 資格

市営住宅の申込みには、**一定の資格と世帯の収入が基準以下**であることが必要です。詳細については以下をご確認ください。

申込み・入居資格……………8ページ～11ページ

収入基準……………12ページ

### 2. 抽選の特例

抽選の特例に該当する世帯は申込書下欄の該当する番号に○を付けてください。**抽選番号を2個持つことができ、当選確率が高くなります。ただし、○の数がいくつあっても持つことができる抽選番号は2個までです。また、内容と事実が相違しているときは、失格になります。(20ページを参照)**

### 3. その他

公開抽選後、入居補欠者として当選された方について、申込者本人及び同居親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員に該当しているか否かの身分照会を埼玉県警察本部に行いますので、あらかじめご了承ください。

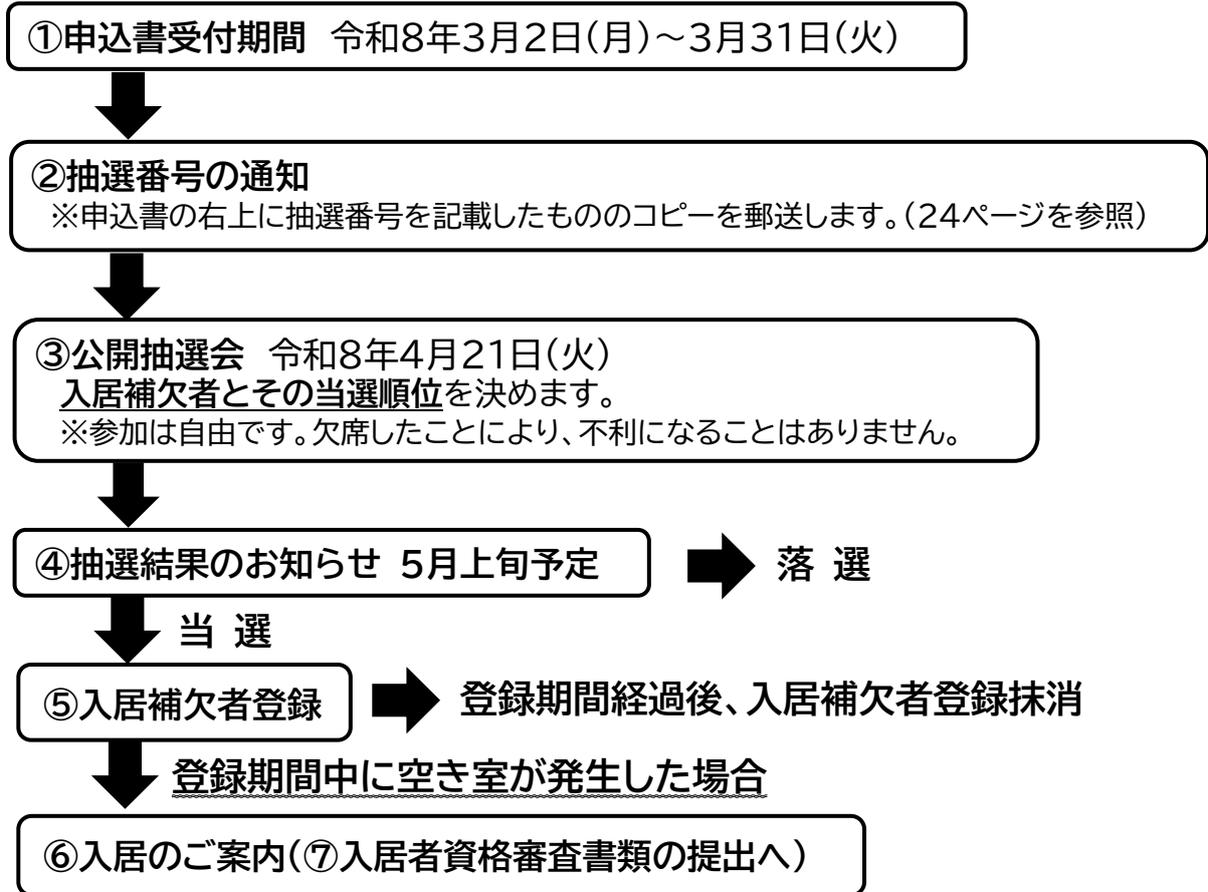
### 4. 資格の喪失

次のいずれかに該当した場合は申込み資格または入居資格を喪失しますのでご注意ください。

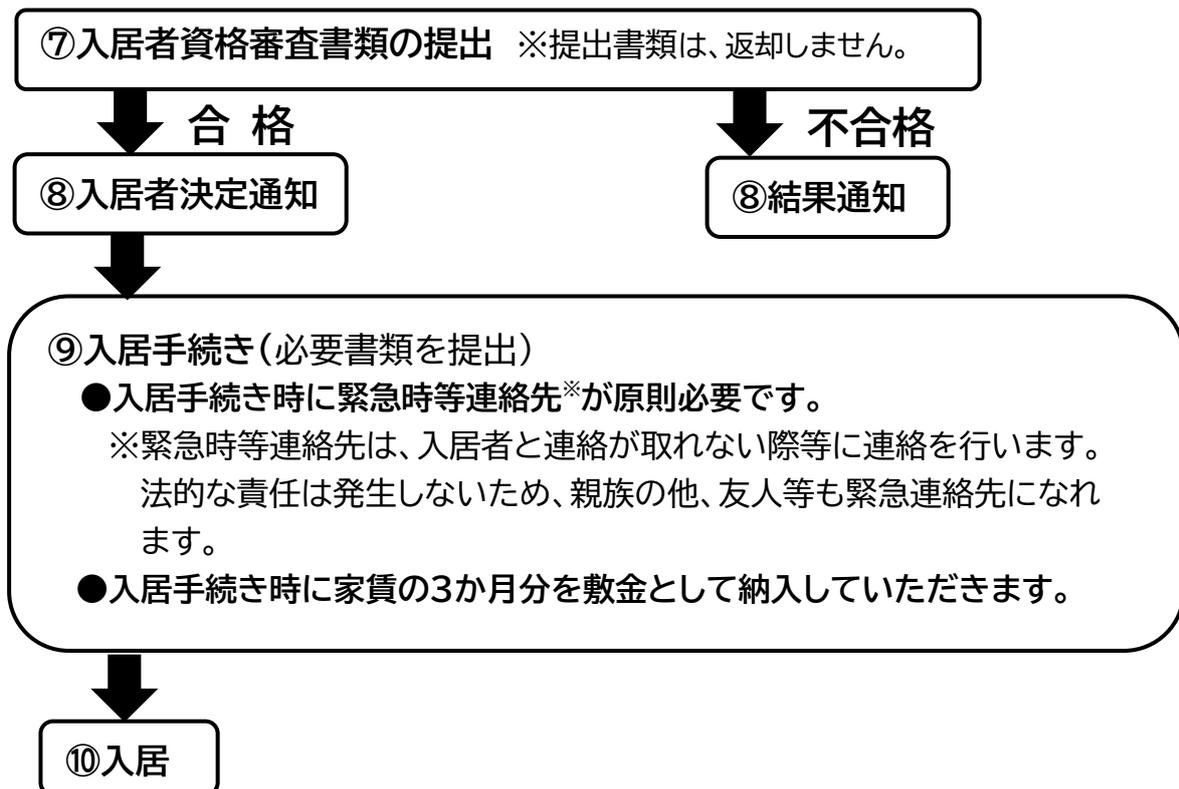
- (1) 申込み内容に虚偽があることが明らかになったとき。
- (2) 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。
- (3) 単身世帯が2DKに、同居世帯が1DKに申し込んだとき。
- (4) 申込み後に住所を変更したため、入居者募集の一連の郵便物が届かなかったとき。
- (5) 入居時まで資格要件を満たさなくなったとき。
- (6) 入居可能日の通知を受け、決められた日までに入居が完了できなかったとき。
- (7) 申込みをした親族が全員同時に入居できないとき(申込み後の申込者及び同居親族の変更は原則としてできません。)
- (8) 入居手続き時までに必要な書類の提出ができなかったとき。
- (9) 入居者及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であったとき。

※入居後に資格を喪失した場合は、明渡し請求を受けることがあります。

## 5 申込みから入居のご案内まで



## 6 入居者資格の審査から入居まで



## 7 申込み・入居資格

【単身世帯用・1DK】 ●1DKには単身者しか申し込むことができません。

申込みができる方は、申込み期間の最終日の時点で次のA～Fのすべてに該当していることが必要です(外国籍の方にあつては永住権があることが必要です)。

また、入居時点においても引き続き資格要件を満たしていることが必要です。

**A 朝霞市に1年以上在住していること。**

※本市に住民登録をしていますが、実際に居住していない方は申し込むことができません。

**B 市税等を滞納していないこと。**

**C 申込者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。**

**D 所得が収入基準以下であること。**

申込者の収入月額が12ページの収入基準以下であること。

**E 次の①～⑩のいずれかに該当する単身者で自活ができること。**

※ただし、著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は単身入居できません。

① 60歳以上(入居可能日の前日時点)の方

② 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④ 療育手帳(みどりの手帳)等の交付を受けている方

※③・④に該当する方は居住支援の状況を確認する場合があります。

⑤ 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である方

⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定を受け、被爆者健康手帳を交付されている方

⑦ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている方

⑧ 終戦に伴って海外から日本に永住を目的として帰国した方で、厚生労働省から永住帰国者証明書の交付を受け、引き揚げた日から起算して5年以内の方

- ⑨ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所等に入所していた方
- ⑩ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による施設の保護が終了した日から5年以内、もしくは裁判所の保護命令がその効力を生じた日から5年以内の状態にある方

※夫婦が別居する場合の申込みは原則できませんが、離婚の意思があり、前記①～⑩のいずれかに該当し、かつ以下のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

- (1)夫婦関係が破たんしたことにより、配偶者と1年以上住所を異にし、それが住民票で確認できる方
- (2)家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている方

## F 現在、住宅に困窮していることが明らかであること。

次の①・②に該当する方は原則として申し込むことはできません。

### ① 自家所有のある方(共有名義を含む。)

ただし、以下に該当する方は申込みができる場合があります。詳細はお問合わせください。

- ・自家所有の建物の差押さえ及び正当な事由による立ち退き要求等により、自家所有者でなくなり、かつ、住宅を所有することができない方で、入居手続き時に所有権移転登記後の登記簿謄本を提出できる方

### ② 公営住宅に居住している方

#### 入居者資格の特例

公営住宅法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により、公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たしているとみなされる方は、朝霞市市営住宅条例により条件を満たしている方とみなします。

**【同居世帯用・2DK】 ●2DKには同居世帯しか申し込むことができません。**

申込みができる方は、申込み期間の最終日の時点で次のA～Fのすべてに該当していることが必要です(外国籍の方にあつては申込者・同居者とも永住権があることが必要です。)

また、入居時点においても引き続き資格要件を満たしていることが必要です。

**A 申込者が朝霞市に1年以上在住していること。**

※本市に住民登録をしていますが、実際に居住していない方は申し込むことができません。

**B 同居親族がいること。**

・現在同居し、または同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者を含む。)がいること。

※内縁関係で申し込む場合は、住民票で1年以上の同居が確認できることが必要です(互いに戸籍上の配偶者がいないこと。)

※親族以外と同居することはできません。

※申込み後、申込者、同居親族の変更はできません(出生を除く。)

※夫婦どちらか一方が子どもと申し込む場合や、現に親がありながら兄弟姉妹だけ、もしくは祖父母と孫だけで申し込む場合等、社会通念上不自然な世帯分離を伴う場合は申込みができません。また原則として、夫婦が別居する場合の申込みはできませんが、以下(1)～(2)のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

(1)夫婦関係が破たんしたことにより、配偶者と1年以上住所を異にし、それが住民票で確認できる方

(2)家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている方

・同居親族が外国籍の場合は、その方にも永住権があること。

**C 入居しようとする世帯全員の方が、市税等を滞納していないこと。**

**D 申込者本人及び同居者(世帯全員)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。**

**E 世帯の所得の合計が、収入基準以下であること。**

世帯の年間所得が12ページの収入基準以下であること。

**F 現在、住宅に困窮していることが明らかであること。**

※入居しようとする世帯全員の方が対象です。

次の①・②に該当する方は原則として申し込むことはできません。

- ① 自家所有のある方(共有名義や同居親族に自家所有者がいる場合を含む。)  
ただし、以下に該当する方は申込みができる場合があります。詳細はお問合わせください。
- ・自家所有者の建物の差押さえ及び正当な事由による立ち退き要求等により、自家所有者でなくなり、かつ、住宅を所有することができない方で、入居手続き時に所有権移転登記後の登記簿謄本を提出できる方
- ② 公営住宅に居住している方

### 入居者資格の特例

公営住宅法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により、公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たしているとみなされる方は、朝霞市市営住宅条例により条件を満たしている方とみなします。

## 8 収入基準

申込み・入居にあたっては、その世帯の収入月額が下表の収入基準内でなければ申し込むことができません(算出方法は13～19ページをご覧ください。)

一般世帯	収入基準 158,000円以下
裁量世帯	収入基準 214,000円以下

### 【裁量世帯とは？】

一般世帯より、収入基準が緩和される世帯をいいます。以下の①・②いずれかに該当する世帯が裁量世帯となります。

- ① 単身世帯: 申込者が60歳以上の方  
同居世帯: 申込者が60歳以上の方、かつ、すべての同居者も60歳以上もしくは18歳未満の親族のみである世帯
- ② 申込者または同居者に次のア～クいずれかに該当する親族がいる世帯
  - ア. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
  - イ. 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
  - ウ. ㊤、A または B の療育手帳(みどりの手帳)等の交付を受けている方
  - エ. 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である方
  - オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定を受け、被爆者健康手帳を交付されている方
  - カ. 申込者が終戦に伴って海外から日本に永住を目的として帰国した方で、厚生労働省から永住帰国者証明書の交付を受け、引き揚げた日から起算して5年以内の方
  - キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所等に入所していた方
  - ク. 小学校就学前の子どもがいる世帯

※入居後3年間が経過し、収入基準を超える世帯は、収入超過者として明渡し努力義務が発生し、割増家賃が加算されます。

## 9 世帯の収入月額算出方法

収入月額とは、以下の方法により計算した金額です。

- 1 年間総所得金額の算出……収入の種類によって算出方法は変わります。
- 2 控除金額の算出……世帯の状況により、控除金額を算出します。
- 3 収入月額の算出……世帯の収入月額を算出します。
- 4 収入基準との比較……収入基準額と世帯の収入月額を比較します。

### 1 年間総所得金額の算出

- ・入居する方全員の㊦から㊧の金額を合算してください。
- ・1人で2種類(給与や年金)以上や複数箇所から収入がある場合は、全て合算してください。

### ㊦給与所得者(パート、アルバイト含む)の場合

#### ・源泉徴収票がある方

……源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を19ページの $\boxed{\text{甲}}$ へ記入します。

#### ・源泉徴収票がない方、令和7年1月2日以降に就職又は転職した方

……「推定年間所得額」を19ページの $\boxed{\text{甲}}$ へ記入します。計算方法は以下のとおりです。

※月の途中で就職又は転職した場合は、その月分の収入と月数は除いて計算してください。

#### 【推定年間所得額の金額の計算方法】

- ① 推定年間収入金額を算出します。

$$\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額} \quad \boxed{\text{※1}} \quad \text{円}$$

(令和7年1月～12月の税込支給額を合計した金額)

- ② ①で計算した推定年間収入金額を、14ページの表1～3のいずれかに当てはめ、『推定年間所得額』を算出します。

- ③ 算出した『推定年間所得額』を、19ページの $\boxed{\text{甲}}$ へ記入します。

※給与以外の所得がある場合は、その所得も $\boxed{\text{甲}}$ に入れて合算してください。

推定年間収入金額(A)	推定年間所得額
～ 650,999 円	0 円
651,000 円 ～ 1,899,999 円	$A - 650,000$ 円
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	$A \div 4000 = B$   $D \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	$B$ の少数以下切捨て = $C$   $D \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円 ～	$A - 1,950,000$ 円

**【注意】給与所得と公的年金等の雑所得の2つの所得がある方(所得金額調整控除)**

給与所得と公的年金所得の雑所得の2つの所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差し引いた額が給与所得の金額となります。

[給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)] - 10万円  
 = 給与所得控除後の金額から控除する額

## ①年金所得(老齢年金、普通恩給等)の場合

### ・源泉徴収票がある方

……源泉徴収票の「支払金額」の額を年間総収入金額とし、下の表に当てはめ、『所得金額』を算出し、19ページの「甲」へ記入します。

### ・源泉徴収票がない方

……令和7年1月～12月に支払いを受けたすべての年金(遺族年金、障害年金、恩給扶助額、老齢福祉年金等の非課税年金は除く)を年間総収入金額とし、下の表に当てはめ、『所得金額』を算出し、19ページの「甲」へ記入します。

※年金以外の所得がある場合は、その所得も「甲」に合算してください。

### 年間総収入金額

※2 円 (支払金額または令和7年1～12月の税込支給額を合計した金額)

受給者年齢	年間総収入金額	所得金額
令和7年12月 31日現在で 65歳以上の方	1,100,000円以下	所得金額は0円
	1,100,001円～ 3,299,999円	※2の金額 - 1,100,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	※2の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	※2の金額 × 0.85 - 685,000円
令和7年12月 31日現在で 65歳未満の方	600,000円以下	所得金額は0円
	600,001円～ 1,299,999円	※2の金額 - 600,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	※2の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	※2の金額 × 0.85 - 685,000円

## ㊦事業所得者(農業、小売業、サービス業等)の場合

### ・事業所得がある方

……令和7年分所得税の確定申告書の「所得金額」の合計を19ページの $\boxed{\text{甲}}$ へ記入します。

### ・令和7年1月2日以降に事業を開始した方

……「所得金額」を19ページの $\boxed{\text{甲}}$ へ記入します。計算方法は以下のとおりです。

### 【所得金額の計算方法】

$$\frac{\text{総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{推定年間所得金額} \quad \boxed{\text{円}}$$

※配偶者を事業専従者としている場合の配偶者の給与収入は、別途、世帯の所得金額として合算してください。

※事業所得以外に所得がある場合は、その所得も $\boxed{\text{甲}}$ に入れて合算してください。

## 2 控除金額の算出

控除対象の年齢は、入居可能日の前日時点の年齢です。

※公営住宅法施行令による収入を計算するうえでの控除

控除種別		控除対象者	控除金額
一般	同居・扶養控除	申込者本人を除く同居(又は同居しようとする)親族及び遠隔地扶養親族	38万円× 人 = 円
特別控除	給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円× 人 = 円 (所得金額10万円以下である場合には、当該所得額)
	老人扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が70歳以上の方(同一生計配偶者を含む)	10万円× 人 = 円
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が16歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)	25万円× 人 = 円
	障害者控除	申請者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち次の①～⑤のいずれかに該当する方 ※特別障害者控除と重複して受けることはできません。 ①児童相談所などから中度・軽度の知的障害があると判定された方 ②身体障害者手帳の交付を受けている3級～6級の方 ③精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている2級・3級の方 ④戦傷病者手帳の交付を受けている第4項症から第5款症までの方 ⑤年齢65歳以上で、障害の程度が①②と同程度であることの認定書の交付を福祉事務所長等から受けている方	27万円× 人 = 円
	特別障害者控除	申請者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち次の①～⑦のいずれかに該当する方 ※障害者控除と重複して受けることはできません。 ①児童相談所などから重度の知的障害があると判定された方 ②身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の方 ③精神障害者健康福祉手帳等の交付を	40万円× 人 = 円

	<p>受けている1級の方</p> <p>④戦傷病者手帳の交付を受けている特別項症から第3項症までの方</p> <p>⑤原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方</p> <p>⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する方</p> <p>⑦年齢が65歳以上で、障害の程度が精神上の障害により、事理を弁識する能力に欠く状況にある方、または①②と同程度であるものとして市町村長等から認定書を交付されている方</p>	<p>40万円× 人</p> <p>= 円</p>
ひとり親控除	<p>所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、次の①～③の全てに該当する方</p> <p>①生計を一にする子供(所得金額58万円以下)がいること</p> <p>②税法上の合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>	<p>35万円× 人</p> <p>= 円</p> <p>〔所得者本人の所得金額が35万円未満の場合は、その所得金額〕</p>
寡婦控除	<p>所得者本人で、ア～ウのいずれかに該当し、①～③の全てに該当する方</p> <p>ア 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方</p> <p>イ 夫と死別してから婚姻をしていない方</p> <p>ウ 夫の生死が明らかでない方</p> <p>①ひとり親に該当しないこと</p> <p>②税法上の合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>	<p>27万円× 人</p> <p>= 円</p> <p>〔所得者本人の所得金額が27万円未満の場合は、その所得金額〕</p>



控除の合計額

円

…19ページの



ハ

### 3 収入月額算出

●前頁までに算出した甲、乙の金額を次の計算式に入れてください。

$$\left( \begin{array}{c} \boxed{\text{甲}} \\ \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \\ \text{(年間総所得金額)} \end{array} - \begin{array}{c} \triangle \text{乙} \\ \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \\ \text{(控除合計金額)} \end{array} \div 12\text{か月} \right) = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

(収入月額)

### 4 収入基準との比較

収入月額の金額を収入基準金額と比較します。

※同居世帯の場合、世帯全員のそれぞれの所得金額を合算し、その後控除金額の合計を引き算してください。

一般世帯: 円 ≦ 158,000円

一般世帯の場合、計算した収入月額が 158,000円以下であれば申込みができます。

裁量世帯: 円 ≦ 214,000円

裁量世帯の場合、計算した収入月額が 214,000円以下であれば申込みができます。

### <注 意>

※以下の収入は、0円となり収入となりません(所得として計算しません)。

- ・仕送り、遺族年金及び障害を支給事由とする年金、増加恩給(これに併給される普通恩給を含む。)、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助等の非課税所得
- ・退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入
- ・過去に給料等収入があっても、審査時点で失業中の場合は0円とみなします。
- ・過去に給料等収入があっても、審査時点で育児休業中の場合は0円とみなします。

## 10 抽選の特例

申込み期限の最終日の時点で、次のいずれかに該当する方は倍率優遇措置として抽選番号を2個持つことができます。下記を参考にして、別添の「入居申込書」の下欄の該当する数字に○をしてください。

※当選後、倍率優遇措置の資格がないと判明した場合は失格になりますので、ご記入の際は注意してください。

- 1・単身者の場合は、申込者が60歳以上
  - ・同居世帯の場合は、申込者が60歳以上で、かつすべての同居者が以下のいずれかに該当する方
    - ア. 配偶者(婚約者及び内縁関係者、パートナーシップの関係にある方を含む。)
    - イ. 18歳未満の親族(ファミリーシップの関係にある方を含む。)
    - ウ. 60歳以上の親族(ファミリーシップの関係にある方を含む。)
- 2・申込者が配偶者のいない女性・男性で20歳未満の者を扶養している方(別居・調停中の方は非該当)
- 3・申込者または同居する親族が以下のいずれかに該当する障害者世帯
  - ア. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
  - イ. 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
  - ウ. ㊀、A または B の療育手帳(みどりの手帳)等の交付を受けている方
  - エ. 戦傷病者手帳(障害の程度が、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である方)の交付を受けている方
- 4・申込者および同居する親族が生活保護受給者
- 5・申込者が「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する、ハンセン病療養所等に入所されていた方
- 6・申込者が被爆者健康手帳の交付を受けている方
- 7・申込者本人が DV 被害者(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する配偶者からの暴力の被害者)で、次のいずれかに該当する方
  - ア. 婦人相談センター等による一時保護又は婦人保護施設もしくは母子生活支援施設による保護が終了した日から5年を経過していない方
  - イ. 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない方
- 8・申込者が終戦に伴って海外から日本に永住を目的として帰国した方で、厚生労働省から永住帰国者証明書の交付を受け、引き揚げた日から起算して5年以内の方
- 9・申込者本人が犯罪被害者(「犯罪被害者等基本法」に規定する犯罪被害者等)で、次のいずれかに該当する方
  - ア. 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難になったと認められる者
  - イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

## 11 入居者資格の審査時に必要な書類

※提出書類の欄に★マークのある書類は、申込用紙(市営住宅入居申込書)において情報を収集することに同意のご署名をいただくことから、省略できる書類です。  
 ※入居のご案内時期によっては、必要な書類等が一部変更となる場合があります。

### A 入居者資格の審査時に提出していただく書類

提出書類	内容・説明等	
★世帯全員の住民票の写し	世帯全員で、続柄・本籍地の記載があるもの 国籍や在留期間は省略していないもの ※マイナンバーが記載されていないもの	
所得証明書等 (★一部書類は省略可)	所得のある世帯全員(中学生以下を除く) ★直近2年分の課税証明書又は非課税証明書 ただしご案内時期によっては、給与・年金所得者の方、事業所得者の方は、以下の書類が必要となります。	
	給与・年金所得者の方	前年分の給与所得の源泉徴収票の写し 前年分の公的年金の源泉徴収票の写し
	事業所得者の方	前年分の確定申告書の写し
納税証明書等 (★一部書類は省略可)	★朝霞市で納税義務のある税に係る最新年度の納税証明書	それぞれ納税義務がある方
	【該当者のみ】 他自治体で納税義務のある税に係る最新年度の納税証明書(発行から3か月以内) ※該当のない方は不要	
現在の住居の申立書	様式は入居者資格の審査時にお渡しします。	
生活状況申立書(1DKの申込者のみ提出)		
現在の住居の証明書	賃貸住宅に居住している方	賃貸借契約書の写し
	親族等の家に居住している方	家屋の固定資産税評価証明書 (所有権の記載のあるもので、市町村長が発行したもの)

## B 入居者資格の審査時に該当する方のみ提出していただく書類

対象者	提出書類
現在婚約中の方	婚約申立書 (様式は入居者資格の審査時にお渡しします)
現在育児休業中の方	育児休業中であることを証明するもの
内縁関係にある方	・それぞれの戸籍謄本 ・内縁関係申立書 (様式は入居者資格の審査時にお渡しします)
パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方	・届出受領証明書のコピー、または届出受領証明カードのコピー
永住資格をもつ外国籍の方	世帯全員の在留カード等、永住資格の記載のあるもの
令和7年1月2日以降に現在の職場に就職した方	・給与支払証明書 (様式は入居者資格の審査時にお渡しします)
令和7年1月2日以降に自営業を開業された方	・事業所得等収支明細書 (様式は入居者資格の審査時にお渡しします) ・税務署長に提出した開業届の控え
令和7年1月2日以降に退職し、入居審査時も無職の方	雇用保険受給資格者証のコピー、または退職証明書
ひとり親(寡婦)控除に該当する方	戸籍謄本(離婚・死別の記載があるもの) ※所得証明書に寡婦(夫)控除の該当があれば不要
母子・父子世帯(子の年齢が申込み期間の最終日の時点で20歳未満)の方	戸籍謄本 (現在から離婚・死別の記載があるものまで)
障害者の認定を受けている方	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(みどりの手帳)等のコピー
★生活保護を受けている方	生活保護受給に関する証明書 (福祉事務所発行のもので受給開始日の記載があるもの)
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書
中国残留邦人で支援給付の支給決定を受けている方	福祉事務所長等が発行した支援給付支給決定についての本人確認証
原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳のコピー
海外からの引揚者で、引き揚げた日から起算して5年以内の方	永住帰国者証明書(引揚者とは、終戦に伴い海外から日本に永住を目的として帰国された方で、厚生労働省で証明された方)
保護施設での保護が終了、もしくは裁判所が保護命令を発してから5年以内の方	婦人相談センター、母子生活支援施設の長の証明、または裁判所の保護命令決定書の写し

<p>犯罪被害者の方</p>	<p>「被害の相談や届出等を行った時の住所と現在の住所に変更がないこと」が必須となります。</p> <p>ア 必ず提出する書類  犯罪被害等にあったことを記載した申告書  （様式は入居者資格の審査時にお渡します）</p> <p>イ いずれか1つ提出が必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書</li> <li>・犯罪等により精神的な後遺症が生じた場合は、医師の診断書</li> <li>・犯罪等の被害により収入が著しく減少した場合は、被害前後の収入を確認できる書類</li> </ul>
----------------	---

※その他、事情に応じて必要な書類を提出していただきます。

# 12 申込書記入例 ※書き方は次のページを参照

こちらには何も記入しないでください。

様式第1号(第3条関係)

## 市営住宅入居申込書

抽選番号

本欄は記入欄

① 2026年 3月 2日

朝霞市長 宛

市営住宅に入居したいので、下記のとおり申し込みます。

入居申込者	②住所	〒 351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞マンション 101号室					
	フリガナ	アサカ タロウ		生年月日	1950年1月1日	電話番号	048-463-1111
	③氏名	朝霞 太郎					
	④勤務先	所在地	なし		電話番号		
		名称			職業		
同居をしようとする親族	フリガナ	アサカ ハナコ		続柄	生年月日	職業	
	⑤氏名	朝霞 花子		妻	1953年1月1日	⑥無職	
					年 月 日		
					年 月 日		
					年 月 日		
入居を希望する市営住宅・間取り	⑦ 朝霞市営 浜崎 住宅 ・ 2 DK						

●以下1~9の項目のいずれかに該当する方は、番号を○で囲んでください。倍率優遇措置として抽選番号を2個持てます。(○が複数あっても2個のみです。また、内容と事実が相違しているときは失格となります。)

⑧ 抽選の特例に該当する世帯	①	《単身者の場合》申込者が60歳以上である。 《同居者がいる場合》申込者が60歳以上で、かつ全ての同居者が下記のいずれかに該当する。 【・配偶者(未婚者または内縁関係者またはパートナーを含む。) ・60歳以上の親族 ・18歳未満の親族】
	2	申込者が配偶者のいない女性・男性で、20歳未満の児童を扶養している。(別居・調停中の方は非該当)
	3	申込者または同居する親族が下記のいずれかに該当する障害者である。 ・1級~4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ・1級または2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 ・※、AまたはBの療育手帳(みどりの手帳)等の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳(障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である方)の交付を受けている方
	4	申込者または同居する親族が生活保護受給中である。
	5	申込者または同居する親族が「ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入居していた。
	6	申込者が被爆者健康手帳の交付を受けている。
	7	申込者が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する配偶者からの暴力の被害者で次のいずれかに該当する。 【・婦人相談センターで保護が終了し、または母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない方 ・裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない方
	8	申込者が帰戦に伴って海外から日本に永住を目的として帰国した方で、厚生労働省から永住帰国者証明書の交付を受け、引き揚げの日から起算して5年以内である。
	9	申込者が「犯罪被害者等基本法」に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当する。 【・犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となった方 ・現在居住している住宅又はその付近で犯罪等が行われ、当該住宅に居住し続けることが困難となった方

上記のとおり相違ありません。なお、上記の申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議ありません。入居資格の審査及び取費の額の設定のために必要があるときは、入居申込者及び同居者の住民基本台帳、課税台帳等により当該入居資格等の審査に係る朝霞市長又は他市町村若しくは埼玉県警察等関係機関が管理する情報について調査・照会し、収集することに同意します。

⑨ 氏名 朝霞 太郎

## 申込書の書き方

次の注意事項を確認のうえ、記入してください。

- ① 申込日は、実際に申し込む日(ポストへの投函日、窓口への提出日等)を記入してください。
- ② 住所は、郵便番号、番地やマンション・アパート名を略さずに記入してください。
- ③ 氏名・生年月日・電話番号を記入してください。氏名のフリガナは、カタカナで記入してください。
- ④ 勤務先の所在地は、都道府県名から記入してください。職のない方は「なし」で構いません。
- ⑤ 同居しようとする親族を漏れなく記入してください。
- ⑥ 職業欄には、会社員・パート・アルバイト・学生(中学生・高校生等)・無職などを記入してください。
- ⑦ 希望の部屋の住宅名(浜崎、膝折)及びタイプ(1、2)を記入してください。
  - ・1DK は単身世帯用(同居世帯は申し込めません)
  - ・2DK は同居世帯用(単身世帯は申し込めません)
- ⑧ 1～9の項目に該当する方は、数字に○をしてください。倍率優遇対象者として、抽選番号を2個持てます。(○が複数あっても2個までです)  
※申込内容が事実と相違している場合は、失格となりますので注意してください。
- ⑨ 同意については、内容にご理解いただいた方は、必ず署名してください。

### 送付先

※直接申し込みする場合は市役所本館5階58番窓口までお越しください。

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町1-1-1

朝霞市役所 開発建築課 住宅政策係 宛